



神戸市では食品の放射性物質の 検査相談を実施しています

神戸市では、ゲルマニウム(Ge)半導体検出器(精密分析機器)による放射性物質測定装置を配備し、市内を流通する食品の放射性物質検査を実施しています。

これとは別に、ヨウ化ナトリウム(NaI)シンチレーションスペクトロメータ(スクリーニング用検査機器)一式を導入し、市民からの検査相談に対応しています。

検査の概要

◆ 対象食品

基準値が 100Bq/kg である「一般食品※」が対象です。

原則として福島第一原発事故に伴う放射性物質汚染の可能性がある**東日本の地域で生産等された農畜水産物またはその加工品**を対象とします。

ただし、明らかに当該事故の影響がないと考えられる食品**(輸入食品や原発事故以前に生産等された食品等)**は対象外です。

※ 乳児用食品、牛乳、飲料水以外の食品

◆ 対象者

神戸市内に在住の方に限ります。

事業者等が商取引上での必要で行うもの、個人であっても調査研究等が目的と思われるものについては対象外です。

◆ 検査方法

「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」(厚生労働省策定)によります。

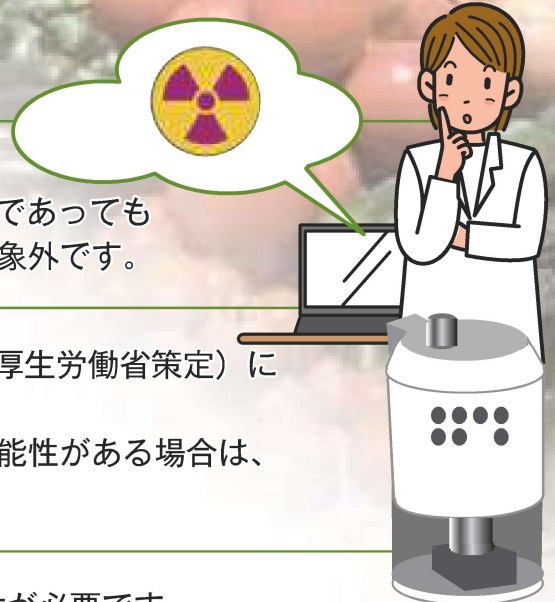
スクリーニング検査の結果、基準値を超える可能性がある場合は、Ge 半導体検出器により精密検査を実施します。

◆ 注意事項

検査には、粉砕した状態で 500ml※以上の検体が必要です。

このため、窓口には十分な量を持参してもらう必要がありますので、事前に各衛生監視事務所に電話で相談をするようお願いいたします(検体を粉砕して持参する必要はありません)。

※ ほうれん草で約 2.5 束 (520g)、レタスで約 1 玉 (580g)、ぶなしめじで約 5 房 (700g)



検査機器

ヨウ化ナトリウム (NaI) シンチレーションスペクトロメータによる放射能測定システム一式 (厚生労働省が定めた「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」に適合した機器) (検出限界は 25Bq/kg)。



検査の流れ

1 相談の受付

お住まいを所管する衛生監視事務所に、検査依頼する食品を持参し受付を行います。

※検査に使用する食品は返却することはできません。

2 検査の実施

ヨウ化ナトリウム (NaI) シンチレーションスペクトロメータによる検査を行います。

※基準値を超えた場合はGe半導体検出器による精密検査

3 検査結果の通知

口頭または文書通知により検査結果をお知らせします。

※検体の受付から結果の通知まで1~2日間要します。(土日祝は除く。)

検査実績

平成24年度は、神戸市でGe半導体検出器により156検体の食品を検査しましたが、基準値を超えたものはありませんでした。



検査結果については、神戸市のホームページからも確認いただけます。

神戸市 放射性物質検査

検索

食品の持ち込み先 (お住まいを所管する衛生監視事務所)

- ・ 東部衛生監視事務所 (東灘区、灘区、中央区、北区所管)
〒651-8570 神戸市中央区東町115番地
- ・ 西部衛生監視事務所 (兵庫区、長田区、須磨区、垂水区、西区所管)
〒653-8570 神戸市長田区北町3丁目4-3

お問合せ先 (生活衛生ダイヤル)

T E L : 078-771-7497 (電話受付は平日8:45~17:30)

F A X : 050-3156-2902

e-mail : pwd-kobe-eisei@persol.co.jp

※生活衛生ダイヤルでは、生活衛生業務の一次対応を行っています。